

陸別消防署からのお知らせです！

令和7年2月26日に大船渡市で発生した林野火災を教訓に、火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から『林野火災注意報』・『林野火災警報』の運用が開始されています。

林野火災注意報は、火災の予防上、注意を要する気象条件となった場合に発令されます。森林区域での火の使用制限に努め、町民皆様におかれましては、屋外での火の取扱いに十分注意するようお願い致します。

林野火災警報は、火災の予防上、危険な気象状況となった場合に発令するもので、発令中は森林区域での火の使用が制限されます。また、町民皆様におかれましては、屋外での火の使用は控えていただくようお願い致します。

林野火災注意報・林野火災警報は、下記の発令基準に該当する場合に発令されます。気象の状況が変化し、火災予防上の危険がなくなった場合に解除されます。

林野火災注意報の発令基準

次の①又は②のいずれかの気象条件に該当する場合に発令します。

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日の合計降水量が30mm以下。
 - ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表。
- ※降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないことがあります。

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、平均風速が12m/秒となったときに発令します。

発令・解除のお知らせ方法

林野火災注意報・林野火災警報の発令・解除は次の方法でお知らせします。

- ① 愛の鐘による放送。
- ② 陸別町の公式 SNS によるお知らせ。
とまち広域消防事務組合ホームページや公式 SNS によるお知らせ。

※林野火災警報の発令時には、消防車両による町内巡回を実施し広報します。

火の使用制限について

とまち広域消防事務組合火災予防条例第41条の規定により、林野火災注意報・林野火災警報が発令されている間は、次に掲げる火の使用が制限されます。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火等をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて組合長が指定した区域において喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

火の使用制限に従わない場合

- ① 林野火災注意報発令時 . . . 罰則は定められていません
- ② 林野火災警報発令時 . . . 30万円以下の罰金または拘留
(消防法第44条)